

令和8年5月28日

被保険者の皆様へ

大阪府後期高齢者医療広域連合

令和8年度第1回医療費通知のよくあるご質問について

平素より大阪府後期高齢者医療広域連合の事業運営にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

令和8年度第1回医療費通知の発送に伴い多数のお問い合わせが予想されることから、別紙にて「医療費通知に関するよくあるご質問」をお知らせいたします。

例年、多数のお問い合わせをいただくことにより当広域連合へのお電話が繋がりにくい状況となることから、お手数ですがお問い合わせの前に別紙「医療費通知に関するよくあるご質問」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、令和8年5月28日に令和8年度第1回医療費通知の発送を行いました。昨今の郵便事情の影響等によりお手元に届くまでに1週間から2週間程度のお時間がかかる可能性もございますのでご承知おきいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

大阪府後期高齢者医療広域連合
給付課 事業係
電話 06-4790-2031

医療費通知に関するよくあるご質問

(問1) 医療費通知の目的は何か。

(答1)

医療費通知は、病気やケガのため保険医療機関等で診療を受けられた際の医療費を知っていただくためのものです。医療費や保険料を納めていただく請求書や支払通知書、医療費控除の添付資料とすることを目的に実施する通知ではありません。

医療費通知は、医療機関等からの請求書(診療報酬明細書)に基づき、医療費総額、患者負担額を記載しています。薬の容器代、往診時の交通費、健康診断料、診断書料、入院時室料差額、歯科保険外診療、後発医薬品のある薬で先発医薬品の処方を希望したことによる特別の料金等は含まれません。

(問2) 医療費通知が送られてこない。

(答2)

下記のいずれかに該当するときには、医療費通知は送付されません。

- ①医療費通知を作成した時点で、被保険者が他府県に転出するなどして大阪府後期高齢者医療制度の資格を失っていた場合
- ②被保険者が医療費通知の送付差止めを希望していた場合
- ③掲載対象診療年月の間に保険医療機関の受診歴がない場合

また、医療費通知の送付先として被保険者の方の住所以外が登録されていた場合は、登録送付先に医療費通知が発送されますので、ご注意ください。

(問3) 医療費通知が同じ世帯に何通も届いている。

(答3)

医療費通知は、被保険者の方それぞれに対してお送りしているので、同一世帯に後期高齢者の方が複数いらっしゃる場合は複数届きます。

(問4) 医療費通知が同じ宛名で2通送られてきた。

(答4)

医療費通知の通知書1通に記載できる件数には限りがあるため、記載できる件数以上の受診歴がある場合は2通以上の医療費通知が送付されます。

(問5) 患者負担額が、医療機関窓口で支払った金額と少し合わない。

(答5)

患者負担額は医療費総額に負担割合を乗じた金額を1円単位で記載していますが、医療機関等の窓口での患者負担額は10円未満を四捨五入した金額となっています。そのため、医療機関窓口での実際の支払額とは一致しない場合があります。

(問6)身に覚えの無い医療機関の記載があるもしくは日数等の記載が異なる。

(答6)

例えば施設に入所している方の場合、医療機関の医師が施設に訪問診療を行えば、医療費通知にその医師の属する医療機関名が記載されます。

また、日数の中には、電話等により治療上の意見を求めたものも含まれます。

詳細は当該医療機関にお尋ねください。

なお、公費負担医療や、市町村等の地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、高額療養費がある場合などは、実際にご自身が負担された額と異なる可能性があります。

(問7)期間内に受診した医療機関が医療費通知に記載されていない。

(答7)

医療機関等の請求遅れや、請求内容を審査中のものなどは、医療費通知に記載されていない場合があります。

(問8)医療費控除を受ける際の添付資料として、医療費通知が使えると聞いた。

(答8)

平成29年度の税制改正により、医療費控除の明細書として医療保険者が交付する医療費通知を活用できることとされました。

医療費通知に記載された患者負担額と、実際にご自身が負担された額が異なる場合は、患者負担額に記載された額から公費負担医療等により助成された額を差し引くなど、ご自身で額を訂正して確定申告にご利用ください。

なお、医療費控除の明細書および医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

(問9)令和8年1月以降の受診分が記載された医療費通知はいつ届くのか。

(答9)

令和8年1～9月受診分の医療費通知は、令和9年1月末頃に発送予定です。

令和8年10～12月受診分の情報は、令和9年1月末頃に発送予定の医療費通知を作成する時点で大阪府後期高齢者医療広域連合に届かないことから掲載できません。

医療費控除等の申告に活用される場合は、掲載のない月については医療機関等が発行する領収書に基づき、「医療費控除の明細書」にご自身で追記して、確定申告書に添付してください。

※医療機関等からの請求書(診療報酬明細書)が大阪府後期高齢者医療広域連合に届くまでに、途中で審査等が行われるため、医療機関等で受診をされた月から3か月以上かかります。